

一宮市総合体育館 競技場

ネーミングライツスポンサー募集のご案内



一宮市

はじめに

一宮市では、施設の有効活用により新たな財源を確保し、施設の継続的な維持・運営を図るとともに、スポーツの振興に資するため、「一宮市総合体育館」へのネーミングライツ事業を導入しております。

ネーミングライツとは、契約により公共の施設等に名称として「団体名」、「商品名」等を付与することができる権利（命名権）であり、この命名権の取得者を「ネーミングライツスポンサー」（以下「スポンサー」）と呼びます。

スポンサーからその対価を得るネーミングライツ事業を、官民協働による地域活性化への取り組みとしてとらえ、総合体育館の安定的な運営基盤を確保するとともに、屋内スポーツ施設の拠点として多くの方々にご利用いただき、スポーツの振興を図りたいと考えております。

今回、第1競技場、第2競技場及び第3競技場のネーミングライツ契約（以下「契約」）が2025年度末に満了を迎えるにあたり、新たにスポンサーを募集します。皆様には、この機会にぜひネーミングライツの活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

施設概要

名 称	一宮市総合体育館
位 置	一宮市光明寺字白山前 20 番地（光明寺公園内）
建築面積	14,590.03 m ²
延床面積	17,235.36 m ²
施設内容	第1競技場 3,261.08 m ² 有効床 68m×46m=3,128 m ² （バスケットコート3面分） 観客席 1,994 席＋車椅子 8 席 第2競技場 1,892.01 m ² 有効床 46m×37m=1,702 m ² （バスケットコート2面分） 観客席 223 席＋車椅子 2 席 第3競技場 1,867.66 m ² 有効床 46m×37m=1,702 m ² （バスケットコート2面分） 観客席 172 席＋車椅子 2 席 その他 多目的室、会議室 2 室、控室 3 室、来賓室 2 室 トレーニングルーム、ボルダリングコーナー ほか
休 館 日	毎月第1、第3水曜日（祝祭日を除く）、12月29日から1月3日まで
利用時間	午前9時から午後9時まで

貸出単位 第1競技場・・・・・・・・・・3分の1面2時間を1貸出単位とする。
第2競技場、第3競技場・・2分の1面2時間を1貸出単位とする。
多目的室、会議室・・・・・・・・1室2時間を1貸出単位とする。

交通アクセス

公共交通機関

鉄道 名鉄本線「木曽川堤駅」から徒歩約30分
 JR東海道本線「木曽川駅」から徒歩約30分

名鉄バス 路線バス「一宮駅」から一宮市総合体育館行約23分

車によるアクセス

東海北陸自動車道・一宮木曽川インターから約5分
名古屋高速一宮東インターから約20分

なお、総合体育館には常時216台分の駐車スペースを確保し、大会時には臨時駐車場として、高架下駐車場西側に約300台、河川敷地内に約500台分の駐車場を使用することができます。

一宮市総合体育館 競技場

ネーミングライツスポンサー募集要項

一宮市総合体育館の内、「第1競技場」、「第2競技場」及び「第3競技場」のネーミングライツ（命名権）を取得する企業（スポンサー）を募集します。

ネーミングライツ期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間とします。

◎ネーミングライツによる権利

- ・施設へのサイン掲示等（別紙①～③を参照）
- ・一宮市（指定管理者を含む。以下同じ）が発行する印刷物（広報、施設案内パンフレット等）への施設名称表示
- ・一宮市のウェブサイト内の施設案内への施設名称表示
- ・該当競技場の年間利用計画調整前の優先予約（年1回開催：5日以内）
- ・契約更新時の優先交渉権

◎ネーミングライツ料

希望金額（消費税を含む）

第1競技場	1年につき200万円（2026年度は110万円）以上、5年合計910万円以上
第2競技場	1年につき100万円（2026年度は60万円）以上、5年合計460万円以上
第3競技場	1年につき100万円（2026年度は60万円）以上、5年合計460万円以上

* 2026年度は、アジア競技大会・アジアパラ競技大会があり、表示できない期間があるため減額しています。

* 支払時期は各年度の4月末とします。

◎命名条件

「一宮市総合体育館」施設の内、第1競技場、第2競技場及び第3競技場の名称を募集するものです。

名称には、「アリーナ」という言葉を入れることとします（例「〇〇〇〇アリーナ」）。

名称は、スポンサーの名称、事業等にちなむ文言で、10音節以内（「アリーナ」は除く。）とします。

例 ①いちみん（アリーナ）

イ・チ・ミン（アリーナ）の3音節

②中央プラザ（アリーナ）

チュ・ウ・オ・ウ・プ・ラ・ザ（アリーナ）の7音節

説明 母音 1 つにつき、1 音節とする。そのため、「ミン」や「チュ」は 1 音節となる。
また、長音記号は音節に含まないため、「アリーナ」を仮に音節と数えると、3 音節となる。

なお、次に掲げるものについては、不適切なものとして使用を認めないこととします。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- オ 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの
- カ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- キ 個人の氏名
- ク その他、一宮市が不適切と認めるもの

◎費用負担

ネーミングライツ事業に伴う費用（維持管理含む。）の負担のほか、サイン等の作成・掲示・撤去・原状回復にかかる手続きや費用負担は、下記のとおりとします（ネーミングライツ料とは別途で負担していただきます。）。

区分	市	ネーミングライツ スポンサー
屋外及び屋内のサイン作成・掲示		○
別紙②・③（第 2・第 3 競技場）の 既存サイン撤去 ※1		○
施設パンフレット等印刷物及び 市ウェブサイトの施設名掲示	○	
サインの撤去・原状回復 ※2		○

※1 該当箇所は現状のままの引き渡しとなります。新しいサイン掲示と同時に撤去してください。

※2 契約終了日を過ぎても撤去・原状回復（以下「撤去等」）が完了しない場合、市が代行する場合があります、その費用及び撤去等が完了しないことに伴う損害金はスポンサー負担となります。

◎サインの設置及び契約終了時の撤去時期

- ・別紙①（第 1 競技場）のサイン

設置：旧スポンサーがサイン撤去完了次第、掲示

撤去：契約最終年度の 3 月中

* 旧スポンサーのサインは 4 月中に撤去予定

- ・別紙②・③（第 2・第 3 競技場）のサイン

設置：2026 年 4 月以降に新サインの掲示（旧サインの撤去含む。）

撤去：契約最終年度の 3 月中

【留意事項】

- ・サイン等の掲示方法又は撤去方法は一宮市の指示に従うこと。
- ・サインや足場等の設置については事前に施設管理者と協議を行うこと。
- ・サイン等の掲示、撤去は基本、体育館施設の休館日に行うこと。

◎応募資格

今回の公募は法人を対象とします。

ただし、次に掲げる者については、不適切な者として対象外とします。

ア 応募期間内において公共団体から入札参加資格停止措置を受けている者

イ 市税を滞納している者

ウ 財務状況が不安定で契約期間中のネーミングライツ料の支払能力が十分認められない者

エ 民事再生法又は会社更生法による再建中又は更生手続開始の決定を受けた者

オ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団の構成員等である者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

キ 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業を営む者

ク その他、一宮市が不適切と認める者

◎応募期間

2025 年 10 月 24 日（金）から 2025 年 11 月 21 日（金）まで

◎応募方法

一宮市活力創造部指定管理課へ事前に電話連絡のうえ、開庁日の午前 9 時から午後 5 時の間に以下の書類を直接持参してください（正午から午後 1 時は除く。）。

- ア 申込書（様式 1）（競技場 1 つにつき、1 枚提出してください。）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 外壁サインのデザイン案（様式 3）
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- オ 法人市民税の納付証明書（直近 1 年分）
- カ 決算書（直近から過去 3 年分）
- キ 地域貢献した事が分かる書類（具体的な内容）（直近から過去 3 年分）
- ク 印鑑証明書
- ケ 会社概要

* キについては、ある場合のみ提出してください。

◎応募の取下げ

応募者は、優先交渉権者の決定までの間、応募の取下げをすることができるものとします。

◎選定方法

応募期間終了後、一宮市活力創造部ネーミングライツ（命名権）選定委員会において、応募資格の確認をした後に、応募金額（60 点）、地域貢献度（20 点）、名称の呼びやすさ（10 点）、外壁サインの親しみやすさ（10 点）を評価し、優先交渉権者を選定します。

合計評価点数が 4 分の 3 に満たない場合は失格とさせていただきます。

選定結果については、応募者全員にお知らせします。

また、優先交渉権者選定後、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することができないものとします。

◎契約の締結

優先交渉権者選定後、サインの設置方法や表記の字体等の協議を行います。名称は提案時のものを使用しますが、一宮市において管理上支障が認められる場合は、協議の上、名称の修正を行うことができることとします。協議が整った場合、スポンサーとして契約を締結します。なお、3 月中旬頃、市長室にて調印式を行う予定です。

◎契約の解除

優先交渉権者選定後に、応募資格を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、ネーミングライツ料を滞納したときなど、スポンサーとすることが適当でないと認められるときは、一宮市は、優先交渉権者の取消し又は契約の解除をすることができることとします。契約解除の場合、1 ヶ月

以内にサインの撤去等を行ってください。サインの撤去等が完了しない場合は、市が代行する場合があります、その費用及び撤去等が完了しないことに伴う損害金はスポンサー負担となります。

◎契約更新時の優先

スポンサーは、次回契約更新時には、優先的に交渉することができます。

更新する場合は契約最終年度の6月30日までに書面にて通知するものとします。

◎アジア競技大会・アジアパラ競技大会開催時のサイン掲示制限

一宮市総合体育館は2026年度のアジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催地となっており、下記の期間休館を予定しております。また、一部期間はサイン掲示及び名称表記ができないため、それらを考慮した入札金額を提示してください（サイン掲示は大会組織委員会によりマスキングされます。）。

なお、休館時期は多少前後することがあります。

第1競技場：2026年6月16日～12月14日

第2競技場：2026年7月28日～12月14日

第3競技場：2026年7月14日～12月14日

*2026年7月28日～12月14日は、競技場を含めた全館休館となります。

◎休館があった場合の取り扱い

改修工事等で該当競技場が休館した場合は、各年度の命名権料の半額を日割りで減額します。他の競技場、会議室等が休館した場合でも、該当競技場が休館していなければ減額しません。

◎申込み・問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市 活力創造部 指定管理課

TEL：0586-85-7080（直通）

FAX：0586-73-9211

E mail：k-shitei@city.ichinomiya.lg.jp